

⊘ 違反是正

京都市の予防体制

本市では、予防部と11消防署1消防分署に約170名の予防担当職員が予防業務に従事しているほか、消防隊員等の中から指名された査察員約280名を配置している。

また、本市には世界遺産をはじめ、国宝、重要文化財など、数多くの文化財があることから、文化財係を予防部に配置し、文化財を火災等の災害から守るため、様々な文化財に関する防火・防災対策に取り組んでいる。

査察の実施

本市では、防火対象物を規模及び用途等に応じて区分し、約46,000対象物を査察の対象としている。

その中から、年度当初に、消防局長が示す査察方針に基づく対象物を、各消防署(分署)が管内の特性を踏まえて選定し、査察を行っている。

査察において、消防法令違反等の不備事項が認められた場合は、防火対象物の関係者に対して、査察結果通知書を発行し、違反是正指導を行うこ

用途変更により
インターネットカフェ
となった違反対象物を
是正させた事例

京都市消防局予防部



とにより、早期の是正を促すとともに、是正が図られない場合は、必要に応じて違反処理に移行し、警告、命令等を実施している。

事案の概要等

(1) 事案の概要

平成23年6月7日に警防課の地域担当者が警防調査を実施中に、「診療所」から「インターネットカフェ」へ用途変更された対象物を確認し、収容人員も30人を超えることを覚知した。

その報告を受けた予防課の査察員が査察を行ったところ、複数の重大消防法令違反を確認した。これらの違反や建物の状況から人命危険性が非常に高いと判断したため、使用停止命令を見据えた違反処理を行う方針を決定し、インターネットカフェの経営者に対して、強力な違反是正指導を行った結果、全ての消防法令違反を早期に是正させたものである。

(2) 対象物の概要

① 用途等

インターネットカフェ(個室型)
(消防法施行令別表第1(2)項二)

② 所在地

京都市内の主要駅付近

③ 管理権原者

- 所有者：A
- 管理者：有限会社B取締役C(インターネットカフェを経営、建物を一棟借りしている。)

④ 建物構造等

- 鉄骨その他構造
- 地上2階建て
- 延べ面積316㎡
- 1、2階とも無窓階

⑤ 総収容人員37人(うち従業員3人)

(3) 消防法令違反の状況

① 防火管理関係

- 防火管理者の未選任等

② 消防用設備等関係

- 消火器の一部未設置
- 屋内消火栓設備の未設置
- 自動火災報知設備の未設置



- 避難器具の未設置

- 誘導灯の一部未設置

③ 京都市火災予防条例関係

遊興個室の避難通路に面して設ける外開き戸に係る自動閉鎖措置なし

④ 建築基準法の防火に関する規定関係

- 排煙設備の未設置
- 非常用の照明装置の未設置

(4) 管理者(C氏)の申し述べ

① 用途変更の経緯

診療所であった建物を賃借し、建物用途をインターネットカフェに変更し、平成23年3月から営業を開始した。インターネットカフェの経営に関しては、今回の店舗が初めてである。

② 是正の意思

消防法令違反については全く認識がなかった。是正する意思はあるが、忙しいため、すぐには改修することができない。

違反処理に係る検討、確認等

当該対象物は、平成23年6月16日に、用途変更後初めて査察を実施したが、建物の状況から、査察員が非常に高い人命の危険性を感じた。そこで、査察結果通知書による通常の違反是正指導ではなく、違反処理による強い指導を実施することが必要であるとの認識に立ち、次のとおり検討、確認を進めた。

なお、違反処理を検討するに当たり、関係機関への情報提供や名宛人の特定に必要な各種登記簿の写しの取得なども併せて実施した。

(1) 消防法令違反に対する是正方針

① 防火管理…収容人員が37名で、防火管理者が未選任であるため、直近の甲種防火管理新規講習を

❌ 違反是正



1階コミックコーナー(本棚)の様子



2階の廊下の状況(突き当たりに開口部なし)

受講し、消防計画とともに届出するよう指導する。

②消火器…歩行距離の基準を満たさず、一部未設置の状況であったため、歩行距離の基準を満たし設置するよう指導する。

③屋内消火栓設備…1階及び2階が無窓階となるため義務となるが、未設置の状況であるため、次のどちらかを指導する。

○有窓階にするために必要な開口部の施工

○屋内消火栓設備の設置

④自動火災報知設備…用途が(2)項二(個室型店舗)であるため義務となるほか、各室の感知器を煙感知器とすることや、再鳴動機能付きの受信機とすることは、個室型店舗火災に対応して改正された内容であることから、技術基準どおり設置させる。

⑤避難器具…当該対象物は人命危険性が非常に高い建物の状況であるにもかかわらず、避難器具が未設置であり、かつ、避難器具を設置する開口部もないため、2方向避難が可能となるよう2階通路突き当たりに開口部を設けさせ、避難器具を設置させる。

⑥誘導灯…2階の階段降り口と最終避難口に設置されているのみであるため、避難誘導の有効性を確保するため、改正された技術基準どおり通路誘導灯を床面付近に設置させる。

⑦戸の自動閉鎖措置…全ての遊興個室(34室)が外開き戸であるが、ドアクローザー等の自動閉鎖

措置がない状況であるため、全ての外開き戸において、自動的に閉鎖するよう措置させる。

(2)名宛人の特定

①管理者(インターネットカフェの経営主体)

建物を一棟借りしているC氏から当初提示された名刺の肩書に「有限会社B取締役」と記載されていたこと、また、平成23年6月16日の査察時に自らが改修すると申述していることから、今回、違反処理の名宛人は「有限会社B」であると想定した。

しかし、商業登記簿謄本、インターネット等によりC氏を調査したところ、C氏は「有限会社B」の他にも会社も経営していることが判明した。

そのため、インターネットカフェを経営する主体(法人)を特定することとした。

②所有者

土地及び建物登記簿謄本の写しから、所有者がA氏であることがわかった。

当該対象物の違反是正については、壁体への開口措置もあることから、経営者であるC氏のみでの判断で実施できない可能性もあり、設備の設置命令を行う場合にあっては、所有者側が名宛人となることも考えられるため、A氏に対しても指導する必要があると判断した。

(3)建築基準法違反への対応

建築基準法の防火に関する規定に係る違反については、排煙設備及び非常用の照明装置が未設置

の状況であり、平成24年6月24日付けで建築行政庁へ当該建築物に係る違反通報を行った。

なお、人命危険性が高い対象物であるため、消防が先行して違反是正指導を実施することについても説明した。

違反処理方針の決定

(1)使用停止命令を見据えた違反処理

当該対象物は、ソフトハード面両に重大法令違反を有している。

単に消防法令違反があるだけでなく、建物の状況が、東西に長い建物(約28m)であるものの、2階から1階に至る階段は建物東側に1カ所設置されているのみで、2階部分については、階段部分から通路の左右に遊興個室が並んで西端の突き当たりに至る構造となっている。また、京都市内の主要駅付近という立地条件から、一定数の利用客が居ると想定できる。

平成20年10月に発生した個室ビデオ店火災は、死者15名、負傷者10名の大惨事となったが、遊興個室が並ぶエリアへの出入口が1カ所であることが、当該防火対象物と共通しており、上記の消防法令違反及び建物の状況から考えると、いったん火災が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性が極めて高い。

以上のことから、消防機関として持てる権限を適切に行使する必要があることを踏まえ、法第5条の2第1項第2号に基づく使用停止命令を見据えた違反処理を行うことを方針として決定した。

(2)使用停止命令を見据えた指導内容

①想定する命令内容、使用停止警告の検討

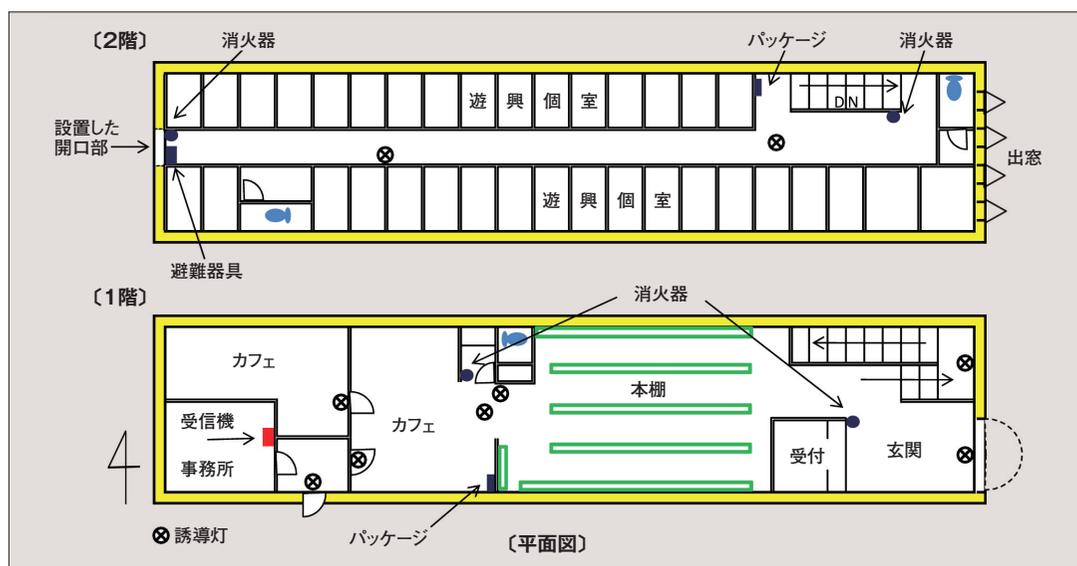
「警察比例の原則」(行政処分の実施及び内容については、必要最小限で実施すべきという原則)に照らし、使用停止命令の対象とするエリアは、遊興個室が通路の両側に並んでいる「2階部分」とすることが妥当と判断した。

また、命令の名宛人について、防火対象物の使用停止ができるのはインターネットカフェの経営者であることから、有限会社Bとする。

なお、法第5条の2第1項第2号に基づく使用停止命令は、違反事実が確認できればすぐに発動すべきものではあるが、実際の事務手続として、違反事実の認定や、名宛人の特定が必要となる。

それらを確定するまでは事実上命令を発動できないため、まずは、予定している使用停止命令と同じ内容の「使用停止警告」を行うこととし、警告後に人命危険性が軽減されない場合、使用停止命令を発動する。

また、このように警告を実施することについては、行政処分の前に「行政としての説明責任」を



改修後の状況

違反是正

適正に果たす側面もあった。

②警告事項

次に掲げる事項を履行するまでの間、2階部分の使用を停止すること。

- (1)防火管理者(甲種)を選任し、届け出ること。
- (2)消火器を、階ごとに、防火対象物の各部分から1の消火器に至る歩行距離が20m以下となるよう設置すること。
- (3)建物全体に、屋内消火栓設備を設置すること。
- (4)建物全体に、自動火災報知設備を設置すること。
- (5)2階に、避難器具を設置すること。
- (6)必要な箇所に、誘導灯を増設すること。
- (7)遊興個室の避難通路に面して設ける外開き戸を、自動的に閉鎖する構造とすること。

③命令の発動要件

警告後、次の場合に使用停止命令を発動する。

- 誓約書の提出期限内に誓約書が提出されない場合
- 誓約書が提出されても内容が不適正な場合
- 適正な誓約書であっても、是正の進捗が遅滞した場合

これは、使用停止の警告に反して使用した場合についても、「警察比例の原則」を勘案し、適正な是正計画が記載されている誓約書が提出期限内に提出され、かつ、当該計画に基づき是正が進捗していることが確認できる間は、火災危険性の軽減が進んでいると言えるため、使用停止命令の

留保が適当と判断したものである。

④違反調査

命令に移行することを見据え、違反事実の確認(写真撮影)及び名宛人の特定など、違反調査を実施する。

⑤所有者への指導

所有者に対しては、有限会社Bに加えて名宛人となるかを確認するとともに、名宛人とならない場合でも、所有対象物の違反状況を認識させる必要があり、さらに、状況により賃借人が命令され、公示(標識の貼付)される可能性もあるため、情報提供する必要がある。

違反処理の実施

(1)警告の実施

前述「違反処理方針の決定」を踏まえ、平成23年6月24日に有限会社Bの取締役C氏あて警告を行った。

その際、C氏から、「時間的な余裕を十分に考慮してもらえれば改修する。」などの申述があったが、平成23年7月1日までに警告に対する誓約書の提出がなければ、消防法に基づく使用停止の命令を行うことについて、毅然と指導した。

(2)違反調査の実施

警告書の手交後、店内に立ち入った査察員により、消防用設備等に係る違反の状況を調査(写真撮影)するとともに、C氏本人から、インターネットカフェを営んでいるのは「有限会社B」であ



2階に設置したパッケージ型消火設備及び自火報受信機



1階の事務所に設置した自火報受信機



2階廊下西端の壁体に開口部と避難器具を設置

ることを確認した。

(3)所有者への指導

所有者であるA氏に消防法令違反の状況を指導し、是正の責任の所在を尋ねたところ、賃借人である旨回答があったほか、「そのような法律違反をしていることは知らなかったので、賃借人にしっかり指導する。」との申述を得た。

警告後の是正状況

平成23年6月24日(金)に警告した後、早速、翌週月曜日には防火管理講習の申込みがあったほか、C氏本人、また、C氏から依頼を受けた消防設備士の相談に対して、消防法令違反に対する是正方針に基づく是正指導を実施した。

指導の結果、提出期限である平成23年7月1日に誓約書が提出されたことを受け、使用停止命令についてはいったん留保することとした。

屋内消火栓設備については、パッケージ型消火設備の設置により措置することとなった。

これは、パッケージ型消火設備は、技術基準により、原則として無窓階には設置不可となっているが、消防庁予防課長通知(消防予第258号 平成16年12月24日付け)を踏まえ、①建物の構造規模の基準からは、Ⅱ型でよいところにⅠ型を設置すること、②間取りがシンプルであり、容易に各室へ消火薬剤を放射することができること、③消火に失敗した際の退路として、二方向避難が確保される状況であること等について検討し、消

防法施行令第32条に規定する特例措置により設置が可能であると判断した。

誓約書では、すべての消防法令違反を平成23年7月25日までに是正させる計画であったが、避難器具については、建物西側壁体に開口部(87cm×60cm)を設けるため屋外の工事を要するものの、この時期上陸した台風の影響により、施工が遅れ、平成23年8月19日に避難器具の完成検査を実施した。

この8月19日をもって、完成検査に併せて消防訓練も実施し、違反処理完了となった(下表)。

おわりに

当該対象物は、平成23年3月に改装オープンして間もないため、利用客の目には、きれいな内装で快適に過ごせる場所のように映ったかもしれない。

しかしながら、消防の目で見たところ、複数の重大な消防法令違反があり、さらに、建物の状況や利用形態から、安全であると信じていた利用客が、火災時には極めて危険な状況に陥る可能性があった。

今回の事案は、覚知から完了まで2カ月余りの短期間で是正に至ったが、今後も、京都市消防局として、このような違反処理の経験を生かすとともに、火災予防において広い視野と人命危険に対する視点を持った査察員による査察・違反処理を実施することを通じ、消防法第1条の目的達成のために、予防行政を推進していく。



改修における2階西側壁体の開口部

平成23年6月27日	C氏が甲種防火管理講習の受講申込み(講習日7月13日、14日)
7月1日	C氏が誓約書及び是正計画書を提出
7月8日	自動火災報知設備及びパッケージ型消火設備の着工届出書を提出
7月15日	防火管理者資格取得に伴い、防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書及び防火対象物使用開始届出書提出
7月20日	消防用設備等(消火器、パッケージ型消火設備、自動火災報知設備、誘導灯)に係る設置届出書の届出
7月22日	消防用設備等(消火器、パッケージ型消火設備、自動火災報知設備、誘導灯)に係る完成検査実施 遊興個室の外開き戸の自動閉鎖の措置についても改修済
8月2日	2階廊下西端壁体に開口部を設けて、避難はしごを置いていることを確認。設置届出書を提出し、完成検査を受けるよう指示
8月17日	避難器具に係る設置届出書の届出
8月19日	避難器具に係る完成検査実施。違反処理が完了した。